

事 務 連 絡
令和5年9月29日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算に関するQ&Aの送付について

平素より、障害福祉行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算に関するQ&A」を送付いたしますので、各自治体におかれましては、御了知の上、貴管内市町村、関係団体、関係機関等への周知徹底を図るとともに、その取扱いに当たっては遺漏なきようお願いいたします。

問1 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いは福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金の取扱いに倣えばよいのか。

(答)

貴見のとおり。

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に関するQ&A (vol. 1～3) を参照すること。

問2 令和4年度実績報告書別紙様式3-2で、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の各加算の「グループ別内訳」には、グループ別の賃金改善額を記入するのか、グループ別の加算額を記入するのか。

(答)

令和4年度実績報告書別紙様式3-2の「グループ別内訳」には、グループ別の実際の賃金改善額ではなく、グループ別に加算を配分した額（「本年度の加算の総額」をグループ毎に賃金改善額の割合に応じて按分する等して算出した額）を記入すること。

なお、令和4年度実績報告書別紙様式3-2における各用語の意味は下記のとおり。

- ・ 「本年度の加算の総額」…都道府県国民健康保険団体連合会から福祉・介護職員処遇改善加算等として事業所に支払われた額。
- ・ 「グループ別内訳」…「本年度の加算の総額」の内訳。このため、各加算の「グループ別内訳」の合計は各加算の「本年度の加算の総額」と一致する。

問3 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、結果として、基本給又は決まって毎月支払われる手当による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合、加算額を返還させる必要はあるか。

(答)

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベア加算」という。）については、加算額以上の賃金改善の実施に加えて、厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働大臣告示第543号）及び厚生労働大臣が定める児童等（平成24年厚生労働省告示第270号）において、福祉・介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下「ベースアップ等」という。）に充てる賃金改善計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じることを要件としている。

このため、加算額以上の賃金改善を実施しているものの、利用者数の増加等によりベア加算の加算額が賃金改善計画で想定していた額を上回り、ベースアップ等による賃金改善額が、全体の賃金改善額の三分の二以上にならなかった場合には、速やかに賃金規程を改定しベースアップ等の増額を図るべきであり、こうした措置が図られなかった場合、原則として、ベア加算の要件を満たさないため、加算額の全額返還が必要と考えられる。

ただし、賃金改善期間の終盤に、予見できない事情でベア加算の加算額が賃金改善計画書で想定していた額を上回り、賃金規程の改定によるベースアップ等の増額が間に合わなかったなど、合理的な事情が認められる場合は、この限りではない。この場合、翌年度以降、同様の事態が生じないよう、賃金改善計画を立てる段階で、ベースアップ等による賃金改善見込額が、全体の賃金改善見込額の三分の二を大きく超えるよう設定することが適当である。

なお、いずれの場合であっても、加算額以上の賃金改善が実施されることは必要である。